

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## 相続登記

**Q** : 父が亡くなりました。母、私、妹の3人で遺産分割協議がまとまり、現在私が住んでいる土地建物は、私が相続することになりました。

土地建物の名義はまだ父のままですが、登記はどのようにすればよいのでしょうか。

**A** : 共有状態の登記を省略し、所有者が確定した段階で登記するのが一般的です。

### 【解説】

相続財産のなかに土地や建物などの不動産がある場合には、登記が必要となります。

相続人が複数存在すると、とりあえず、遺産は相続人全員の共有となりますから、ひとまず、共有状態の登記をすることになります。しかし、登録免許税などの費用がかかることなどから、共有状態の登記を省略し、所有者が確定した段階で登記するというのが、広く行われている登記の方法です。

相続登記には次のような書類が必要です。

- (1) 登記申請書
- (2) 相続人全員の住民票
- (3) 権利証（登記済証）
- (4) 遺産分割協議書
- (5) 相続人全員の戸籍謄本
- (6) 相続人全員の印鑑証明書
- (7) 被相続人の除籍謄本
- (8) 被相続人の住民票の除票
- (9) 相続関係説明図
- (10) 固定資産税評価証明書

